



1. Press Releases/Topics

「じゅうろく“ウクライナとともに”私募債」の 取扱い開始について

当行は、ウクライナの平和を願い、また軍事侵攻によって深刻な危険に晒されているウクライナの子どもたちやその家族を支援するため、「じゅうろく“ウクライナとともに”私募債」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

<商品概要>

名 称	じゅうろく“ウクライナとともに”私募債	
取 扱 開 始 日	令和4年3月9日(水)	
発 行 金 額	銀行保証付私募債 3千万円以上5億円未満 (1千万円単位) 5億円以上(1億円単位)	信用保証協会保証付私募債 3千万円以上5億円未満 (1千万単位) 5億円以上5億6千万円以下 (2千万円単位)
期 間	2年以上10年以内	2年以上7年以内
償 還 方 法	満期一括償還または定時償還	
資 金 使 途	運転資金または設備資金	
金 利	当行所定の固定金利	
特 徴	【寄附先】 当行の指定するウクライナ支援機関の中から発行企業が1先を選択 【寄附者】 当行 【寄附額】 私募債発行金額の0.1%相当の金員	

【本件ご照会先】

経営企画部 広報・IR室 TEL:058-266-2511

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」4月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談とZoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士 (岐阜) お1人さま20分	4月5日(火) 13:45~15:05
	4月12日(火) 13:45~15:05
	4月19日(火) 13:45~15:05
	4月26日(火) 13:45~15:05
山口弁護士 (名古屋) お1人さま30分	4月5日(火) 13:30~15:00
	4月12日(火) 13:30~15:00
	4月19日(火) 13:30~15:00
	4月26日(火) 13:30~15:00

(2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
4月6日(水)	13:00~16:00
4月7日(木)	13:00~16:00
4月13日(水)	13:00~15:30
4月14日(木)	13:00~16:00
4月20日(水)	13:00~15:30
4月21日(木)	13:00~16:00

2. 公的機関情報

【10次締切】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

概要	<p>【通常枠】 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>【回復型賃上げ・雇用拡大枠】 新設 業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者を支援</p> <p>【デジタル枠】 新設 DXに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>【グリーン枠】 新設 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>【グローバル展開型】 海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援</p>										
補助上限	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">一般型</td> <td>通常枠</td> <td rowspan="3">750万円～1,250万円(※)</td> </tr> <tr> <td>回復型賃上げ・雇用拡大枠</td> </tr> <tr> <td>デジタル枠</td> </tr> <tr> <td>グリーン枠</td> <td>1,000万円(※)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グローバル展開型</td> <td>3,000万円</td> </tr> </table> <p>※従業員規模により補助上限の金額が異なります。</p>	一般型	通常枠	750万円～1,250万円(※)	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠	1,000万円(※)	グローバル展開型		3,000万円
一般型	通常枠		750万円～1,250万円(※)								
	回復型賃上げ・雇用拡大枠										
	デジタル枠										
	グリーン枠	1,000万円(※)									
グローバル展開型		3,000万円									
補助率	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">一般型</td> <td>通常枠</td> <td rowspan="2">1/2 小規模事業者等：2/3</td> </tr> <tr> <td>回復型賃上げ・雇用拡大枠</td> </tr> <tr> <td>デジタル枠</td> <td rowspan="2">2/3</td> </tr> <tr> <td>グリーン枠</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グローバル展開型</td> <td>1/2 小規模事業者等：2/3</td> </tr> </table>	一般型	通常枠	1/2 小規模事業者等：2/3	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	2/3	グリーン枠	グローバル展開型		1/2 小規模事業者等：2/3
一般型	通常枠		1/2 小規模事業者等：2/3								
	回復型賃上げ・雇用拡大枠										
	デジタル枠		2/3								
	グリーン枠										
グローバル展開型		1/2 小規模事業者等：2/3									
補助要件	<p>【基本要件】以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 <p>※詳細は公募要領をご確認ください。</p>										
応募期限	令和4年5月11日17時										
詳細	<p>ものづくり補助金総合サイト</p> <p>https://portal.monodukuri-hojo.jp/</p>										

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中小法人等及び個人事業者等に対して、2021年11月から2022年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える事業復活支援金を迅速かつ公正に給付するものです。

申請期間	2022年1月31日(月)～5月31日(火)				
給付対象	以下条件を満たす中小法人・個人事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ・2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者				
給付額	中小法人等: 上限最大 250 万円 個人事業者等: 上限最大 50 万円 給付額: 「[基準期間(※①)の売上高]－[対象月の売上高]×5 か月分」 ※① 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)				
	売上高減少率	個人	法人		
			年間売上高※② 1億円以下	年間売上高※② 1億円超～5億円以下	年間売上高※② 5億円超
	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
	▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円
	※② 基準月を含む事業年度の年間売上高				
新型コロナウイルス感染症の影響	以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方 ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請 ② 国や地方自治体による申請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止 ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行 ④ 海外の都市封鎖その他コロナ関連規制 ⑤ コロナ関連の渡航制限による海外渡航者や訪日渡航者の減少 ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限 ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請 ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請				
詳細	事業復活支援金ホームページ: https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/				

中小企業等事業再構築促進事業「事業再構築補助金」

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われています。事前に gBizID プライムアカウントの取得手続（2～3 週間を要します）を実施下さい。

補助金額	通常枠	従業員数 20 人以下	100 万～4,000 万円
		従業員数 21 人～50 人	100 万～6,000 万円
		従業員数 51 人以上	100 万～8,000 万円
	大規模貸金引上枠	従業員数 101 人以上	8,000 万超～1 億円
	卒業枠	中小企業者等	6,000 万超～1 億円
	グローバル V 字回復枠	中堅企業等	8,000 万超～1 億円
	緊急事態宣言特別枠 最低貸金枠	従業員数 5 人以下	100 万～500 万円
従業員数 6～20 人		100 万～1,000 万円	
従業員数 21 名以上		100 万～1,500 万円	
補助率	通常枠 大規模貸金引上枠	中小企業者等	2/3 (6,000 万円を超える部分 は 1/2)
		中堅企業等	1/2 (4,000 万円を超える部分 は 1/3)
	卒業枠	中小企業者等	2/3
	グローバル V 字回復枠	中堅企業等	1/2
	緊急事態宣言特別枠 最低貸金枠	中小企業者等	3/4
		中堅企業等	2/3
主な見直し項目	<ol style="list-style-type: none"> 新規事業売上高 10%要件の緩和 補助対象経費の見直し(貸工場・貸店舗等の賃借料) 農事組合法人の対象法人への追加 		
公募期間	【第 5 次】 令和 4 年 3 月 24 日(木)18:00 まで(厳守) 【第 6 次】 専用ホームページにて発表予定		
詳細	事業再構築補助金専用ホームページ: https://jigyousaikouchiku.go.jp/		

【3次公募】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクの大きい重要な製品・部素材について、サプライチェーン強靱化のため、国内の生産拠点を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。

補助対象	建物・設備・システムの導入
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">① 補助対象事業 A 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業② 補助対象事業 B 感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業③ 中小企業特例事業 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業
補助上限	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業 A・B:100 億円・中小企業特例事業:5 億円
補助率	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業 A・B 大企業:1/2 以内から 1/4 以内 中小企業:2/3 以内から 1/4 以内※補助対象経費の額に応じて補助率の段階的な引き下げを実施。・中小企業特例事業:2/3 以内
事業期間	原則として令和 7 年 3 月 31 日まで 大規模な投資案件は令和 8 年 3 月 31 日までとする申請も認める場合があります。
公募期間	令和 4 年 5 月 6 日まで
公募方法	<ul style="list-style-type: none">・ 公募は電子申請システム jGrants を通じて行います。・ 公募開始時に jGrants に公募要領等の詳細情報を掲載します。・ jGrants での補助金の申請には、gBizID プライムが必要となります。応募をご検討予定で gBizID プライムを取得されていない場合は、お早めに ID 発行を申請下さい。(取得に 2~3 週間を要します)
詳細	経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/index.html

3. 経営教室

国際税務教室

外国税額控除の適用時期（所得税法）

日本国内の証券会社を通じて外国の株式や債券などに投資を行う者も散見されます。特定公社債とされる外国の債権の利子(※1)や上場外国株式から配当(※2)を受け取ることにより、確定申告を行うこともあるかと考えます。そのような場合には、外国税額控除の適用を受けることができます。外国税額控除とは、国際的二重課税を防止することを目的とした制度であり、所得税の場合、対象となる外国税額は、外国の法令に基づいて外国又はその国の地方公共団体によって、個人の所得に課税される税額が対象となります。法令上、外国税額控除は、居住者が源泉地国に外国税額を「納付することとなる日」の属する年分に適用されます(※3)が、実務的には、この適用時期について迷う場合も少なくありません。

「納付することとなる日」とは、租税債務が確定する日と解されており、具体的には、①申告納税方式による場合には、申告書を提出した日、②賦課課税方式による場合には、賦課決定の通知があった日、③源泉徴収による場合には、対象の所得が支払われた日の属する年分を適用時期として外国税額控除を行います。なお、継続適用を条件として、納付が確定した税額について、実際に納付した日の属する年分に適用を受けることも認められています(※4)。

また、外国税額控除は、租税条約が締結されていない国で課税された所得税についても、期限後申告、修正申告、更正の請求においても適用することができます。

(※1) 一般公社債の場合には「差額調整方式」による源泉分離課税とされることから確定申告は不要となります。(※2) 源泉分離課税の選択をすることができます。(※3) 所得税法 95 条 1 項 (※4) 所得税基本通達 95-3

国内税務教室

私立学校入学に伴う寄付金は「すぐ支払わないで」

私立高校入試を終えた保護者から「入学手続きの際、学校から渡された書類に寄付金の納入書が同封されており・・・」と、任意ではあるが、納入しなければ子供の進学に影響するのでは、との相談がありました。

そのような影響があるのかどうかはわかりませんが、納付をするのであれば「寄付を入学する年ではなく、翌年1月以降」にしたほうが、税務上の特典が受けられるため、検討をしてみてもいかがでしょうか。

所得税法上、学校に対する寄付のうち、一定の要件に該当するものは、NPO などに対する寄付と同様に所得控除(所法 78)または税額控除(租法 41 の 18 の 2)の対象となるため、その寄付がこの要件に該当するの否かを確認する必要があります。しかし、要件に該当していても入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは「学校の入学に関してするもの」とみなされ、原則として、この特典を受けられないことに留意が必要です(所基通 78-2)。

私立学校の寄付金は、従来は設備費に充てられることが一般的でした。しかし、最近では成績優秀者の学費を免除する特別奨学金制度が増えており、学校はその財源に寄付を充てることで社会に優秀な人材を送り出すことができれば、そちらのほうがメリットは大きいと考えているのかも知れません。(注) 所得控除は、年間の寄付金合計額-2,000円(年間総所得金額の40%が限度)、税額控除は、(年間の寄付金合計額-2,000円)×40%(所得税額の25%が限度)で計算される。

(「国際税務教室・国内税務教室」執筆者)

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

換気に活用できる技術紹介！

◇ YouTube 動画での研究紹介

森西洋平先生

【公衆トイレの換気・新型コロナウイルス対策に】

竜巻発生機付換気扇



今回は流体がご専門の森西先生のご研究成果のご紹介です。



世界のコロナ禍の状況は、まだ収束に至らず、手洗いうがいと三密の回避という基本的な感染症対策への対応は引き続き重要な状況です。

動画では、森西先生が開発された本竜巻発生機付き換気扇を用いた、公衆トイレの個室という、不特定多数の人が頻繁に利用し、個室という特性上、換気が不十分になりやすい「時間差」での三密状態が危惧される場所での効果的な換気を実現する技術についてご紹介しております。



ある特定場所の気体を別の場所に移動できる技術ですので、例えば粉塵の発生源から粉塵を取り除く、部屋の特定箇所の臭いを除去するなど、さまざまなところで使える可能性がある技術です。

活用場所が「ここだ！」と思い浮かんだ方、是非ご連絡くださいませ！

一緒に商品開発いたしましょう！

YouTube 名工大テクノロジーチャンネル



名工大テクノロジーチャンネルは、名古屋工業大学で取り組んでいる最先端テクノロジーに関わる研究を紹介するチャンネルです。

名古屋工業大学では、ものづくりのヒントになる「なんじゃこりゃ！」という面白い発想、世界をあっという間に驚かせるような新しい技術の種がどんどん生まれ、目まぐるしい勢いで変化する世界に向けて発信し続けています。

ぜひ、名工大テクノロジーチャンネルを覗いてみてください！

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <https://sanren.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

<MEMO>

編集・連絡先：
十六銀行
ソリューション営業部
(058-266-2664)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。